

返戻金制度

退職時期

返還する紹介料に対する割合

入社から1ヶ月未満の場合紹介料の50%

入社から3ヶ月未満の場合紹介料の30%

※求職者の責に帰さない事由及び死亡、傷病を原因とする事由で退職した場合、採用日以前に派遣などの形態での職務遂行経験があった場合は、適用しません。

有料職業紹介許可番号 19-ユ-300178

株式会社 リトビラ